

返戻金制度について

当社は、当社の紹介により就職した求職者が早期に退職した場合に、紹介手数料を返金する制度を設けています（以下参照）。ただし、別途求人者と合意した場合、当該合意が優先して適用されます。

採用決定者が、入社日以降、明らかに採用決定者本人の責に帰すべき事由により解雇された場合または自己都合により退職した場合（以下「本人都合退職等の場合」という）であり、かつ、その合理的な証跡（解雇通知書、退職届等）を求人企業が当社へ提出した場合または採用決定者がその事実を当社に認めた場合に限り、当社は、求人企業の請求により、紹介手数料の一部（以下「返還金」という）を、以下の各号のとおり返還する。ただし、その名目上または形式上の理由にかかわらず、採用決定者の退職が、求人企業が採用決定者に通知していた処遇その他の労働条件が採用決定時の実際の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または求人企業の法令違反行為に起因する場合、その他求人企業の責に帰すべき事由に起因すると当社が合理的に判断した場合には、当社は求人企業に対して返還金の支払義務を負わない。また、求人票の作成画面等において、別途当社および求人企業が合意した場合には、当該合意に基づいて返還金を返還するものとする。

- (1) 入社日から1ヶ月以内の本人都合退職等の場合、紹介手数料の75%に相当する金額
- (2) 入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の本人都合退職等の場合、紹介手数料の50%に相当する金額